## IV 関係各課等との協議結果

## 1. 栃木県関係

部署	指導事項等	対応策
地域振興課	・意見なし	_
担当:中島		
TEL:028-623-2267		
FAX:028-623-3924		
県民協働推進課	1 午後11時以降(栃木県青少年健全育	・午後 11 時以降(栃木県青少年健全育
担当:菊地	成条例に定める深夜)に営業する場合に	成条例に定める深夜)に営業する場合
TEL:028-623-3076	は、店舗及び敷地内にいる青少年(18 歳	には、店舗及び敷地内にいる青少年
FAX:028-623-2121	未満)に対して、同条例第 48 条第3項に	(18 歳未満)に対して、同条例第 48 条
	基づく帰宅奨励(声かけ、提示、放送等)	第3項に基づく帰宅奨励(声かけ、提
	をしていただくようお願いします。	示、放送等)をします。
	2 酒類、たばこ類を販売する場合は、年	・酒類、たばこ類を販売する場合は、年
	齢確認等の必要な措置を行い、20 歳未	齢確認等の必要な措置を行い、20 歳
	満の者に販売しないようお願いします。	未満の者に販売しません。
	3 図書類等(DVD・ゲームソフトを含む)	・栃木県青少年健全育成条例 22 条に
	を取り扱う場合には、どのような図書類が	基づく区分陳列を実施し、有害図書に
	有害図書類に該当するのかを理解し、有	おいてはビニールで包装等をすること
	害図書類については、栃木県青少年健	で閲覧を規制し、18 歳未満には販売
	全育成条例第 22 条に基づく区分陳列を	することがないよう購入者には年齢確
	実施し、これらを青少年(18 歳未満の者)	認を行います。また陳列箇所に有害図
	には閲覧・販売等しないでください。ま	書類は青少年に閲覧・販売等できない
	た、陳列箇所に、有害図書類は青少年に	旨の掲示を行います。
	閲覧・販売等できない旨の掲示(大きさ30	
	cm×15 cm)を行ってください。	
環境保全課	・出店後は静穏保持に努め、周辺住民か	_
担当:前田	ら騒音に関する苦情が発生した場合には	
TEL:028-623-3188	速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行	
FAX:028-623-3138	うようお願いします。(回答不要)	
	・3000m2以上の土地の形質変更を行う場	· 土壤汚染対策法
	合、工事着手 30 日前までに一定規模以	申請人に押印を頂いているところです。
	上の土地の形質変更届出が必要になりま	書類が届き次第、申請いたします。
	す。所管する県北環境森林事務所環境	届出日:令和6年10月10日に提出予定
	対策課(0287-22-2277)と協議してくださ	協議先: 県北環境森林事務所環境対策
	V,	課

資源循環推進課	○栃木県では令和3(2021)年度から令和	・資源循環推進計画の趣旨を理解の
担当:髙久	7(2025)年度までを計画期間とする資源	上、廃棄物の減量化及び再資源化に
TEL:028-623-3107	   循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑	積極的に取り組んでまいります。
FAX:028-623-3113	制を第一にした上で、リサイクルの促進な	
	   ど、循環型社会の形成を推進するための	
	施策を展開することとしております。	
	出店店舗におかれましては、本計画の趣	
	旨を御理解いただき、食品ロスの削減、	
	エコマークの認定商品等の取扱い拡充	
	及び回収ボックス設置による包装容器の	
	店頭回収等、循環型社会の形成に資す	
	る取組について、御協力くださいますよう	
	お願いいたします。	
	○栃木県では令和3(2021)年度から令和	・食品ロス削減計画の趣旨を理解の上、
	12(2030)年度までを計画期間とする食品	廃棄物の減量化及び再資源化に積極
	ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削	的に取り組んでまいります。
	減のための施策を総合的に推進すること	
	としております。	
	出店店舗におかれましては、本計画の趣	
	旨を御理解いただき、食品ロスの発生実	
	態や削減の必要性に関する理解を深め、	
	食品ロス量の削減を図るとともに、未利用	
	食品や規格外品の活用等、食品ロス削減	
	に資する取組について、御協力ください	
	ますようお願いいたします。	
交通政策課	新たな店舗のオープン後、周辺道路に想	・当該計画店舗のオープン後、周辺道
担当:湊	定以上の渋滞や交通安全上の問題が発	路に想定以上の渋滞や交通安全上の
TEL:028-623-2409	生した場合には、関係する道路管理者や	問題が発生した場合には、関係する道
FAX:028-623-2399	交通管理者と協議を行い、必要な対応を	路管理者や交通管理者と協議します。
	お願いします。	
道路整備課	道路法第十五条(都道府県道の管理)の	_
担当:栗田	うち、新設、改築の観点から意見なし	
TEL:028-623-2414		
FAX:028-623-2417		

道路保全課 担当:相馬 TEL:028-623-2429 FAX:028-623-2431	1 県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第24条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。 2 計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。 ※指導事項等については、矢板土木事務所と協議願います。	・県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第 24 条の承認の確認をします。 ・雨水排水は側溝で集水し、雨水浸透槽にて敷地内処理をするため、国道293 号には流さないことを矢板土木事務所に説明しております。協議日(説明日):令和6年9月25日協議先:矢板土木事務所 保全部
上下水道課 担当:大木 TEL:028-623-2507	汚水処理計画及び雨水処理計画については、さくら市担当課と協議してください (回答不要)	_
都市政策課 担当:越雲 TEL:028-623-2463 FAX:028-623-2595	< 景観づくり担当> ・さくら市景観計画に基づく行為の届出の要否について、さくら市都市整備課と協議してください。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、さくら市都市整備課と協議してください。 (協議先:さくら市都市整備課 028-681-1120)	・相談日:令和6年9月18日 相談先:都市計画係 相談済みで、後日届出予定です。 ・屋外広告物条例について さくら市都市整備課と相談中です。 許可申請は10月中旬ごろ提出予定と しております。
	<計画担当> ・自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 ㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、さくら市都市整備課(駐車場法担当)に確認してください。 (協議先:さくら市都市整備課 028-681-1120)	・当該店舗の駐車場は料金の徴収がないため届出を要する路外駐車場に該当しませんが、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準適合義務に適合していることをさくら市都市整備課に確認しております。

- で安心なまちづくり推進指針(犯罪の 防止に配慮した道路・公園・駐車場に 関する指針)」に基づく措置を講じるよう 努めてください。
- ・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全 |・駐車場の設置にあっては、「栃木県安 全で安心なまちづくり推進指針」に基 づくよう努めます。

## <盛土安全推進班>

現在、県では、令和7年4月1日に宅地 造成及び特定盛土等規制法(盛土規制 法)の規制区域を指定できるよう準備を行 っております。

規制区域指定後においては、規制区 域内で一定規模の盛土等を行う場合に は許可等が必要となることに加え、規制 区域指定時に当該計画に係る工事を継 続している場合でも、届出が必要になるこ とがあります。

そのため、令和7年4月1日以降に工事 に着手する場合又は、令和7年4月1日時 点で工事を継続している計画である場合 には、盛土規制法の規制の適用を受ける ことがありますので、詳細な図面や工程表 をもとに、相談願います。

なお、規制区域の内外を確認したい場 合については、現在、県のホームページ にて規制区域の案(現段階での案であ り、確定したものではありません。)を公表 しておりますので、そちらを御確認くださ 11

(相談先:都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801)

・令和7年4月1日以降に工事に着手 する場合又は、令和7年4月1日時点 で工事を継続している計画である場合 には、盛土規制法の規制について詳 細な図面や工程表をもとに、相談しま す。

	<開発指導担当>	
	・都市計画法第 29 条の開発許可の要否	・仮申請を行い、申請手続きを進めてお
	について、栃木県都市政策課と協議して	ります。
	ください。	届出日:令和6年10月15日予定
	(相談先:栃木県都市政策課開発指導担	協議日:令和6年9月20日最終協議
	当 028-623-2466)	協議先:都市計画課開発指導担当
都市整備課	指導事項等特にありません。	_
担当:鈴木		
TEL:028-623-2507		
FAX:028-623-2477		
建築課	建築基準法、建設工事に係る資材の再	· 建築基準法
担当:山下	資源化等に関する法律(建設リサイクル	確認申請 10 月中旬予定
TEL:028-623-2514	法)、建築物のエネルギー消費性能の向	審査機関:さいたま住宅検査センター
FAX:028-623-2489	上に関する法律(建築物省エネ法)、高	
	齢者、障害者等の移動等の円滑化の促	・ 建設リサイクル法
	進に関する法律(バリアフリー法)、栃木	工事着手7日前に提出予定
	県ひとにやさしいまちづくり条例等につい	
	て、大田原土木事務所建築指導担当	・建築物のエネルギー消費性能の向上
	(TEL:0287-23-6615)と協議願います。	に関する法律
	なお、協議日付、協議先、担当者等の協	適合申請 10 月中旬予定
	議結果について、栃木県県土整備部建	審査機関:さいたま住宅検査センター
	築課建築指導班(メール:	
	sidohan@pref.tochigi.lg.jp)まで報告願い	<ul><li>ひとにやさしいまちづくり条例</li></ul>
	ます。	工事着手 30 日前提出予定
警察本部交通規制課	○ 令和6年8月28日、事前協議終了。	・今後、乗入口の位置等に変更が生じ
担当:金子•鈴木	○ 今後、乗入口の位置に変更が生じた	た場合は、関係各課と協議し、御課とも
TEL:028-623-3808	場合は、関係各課と協議し、当課とも再協	協議いたします。
FAX:028-623-3808	議願います。	
経営支援課	店舗名称が確定した際は、遅滞なく変更	・店舗の名称が確定した際は、遅滞なく
担当:石﨑	届出を行ってください。	変更届出を行います。
TEL:028-623-3176		
FAX:028-623-3340		
	1	i.

## 2. さくら市関係

部署	指導事項等	対応策
生活環境課	・24時間営業とのことですので、特に、栃	・24 時間営業伴い、栃木県生活環境の
	木県生活環境の保全等に関する条例の	保全等に関する条例の順守をします。
	順守をお願いします。	
	「第51条 県、事業者及び県民は、栃木	
	県カーボンニュートラル実現条例(令和5	
	年栃木県条例第1号)の趣旨にのっとり、	
	地球温暖化の防止に資するため、~温	
	室効果ガスの排出の抑制等のための措	
	置を講ずるよう努めなければならない。」	
	・一部エリアで車両走行音が基準値を超	・周辺住民から苦情が発生した場合に
	過することが予想されるので、夜間深夜	は速やかに対策を講じ、誠意ある対応
	帯の荷さばきをしないなどの対応をお願	をいたします。
	します。	
	・全国的に室外機に関する苦情が多くな	・承知しました。
	っています。室外機、排気口ついて一部	
	基準値を超過してしまうことが予想されま	
	すので、対策が必要な場合には、苦情が	
	起きないように向きを変えるなどの対策を	
	お願いします。	
	・法令基準以内であっても近隣の方より	・承知しました。
	騒音、悪臭の苦情があった場合には、住	
	民トラブルとならないように対応をお願い	
	します。	
学校教育課	児童生徒の通学路に該当している箇所	児童生徒の通学路に該当している箇所
	について、特に十分な安全対策を講じて	について、十分な安全対策を講じます。
	ください。	